

平成30年度

年末年始の交通安全運動実施要綱

実施期間 平成30年12月6日(木)～平成30年12月15日(土)
平成31年1月8日(火)～平成31年1月17日(木)

【重点目標】

- 1 子供と高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒・暴走運転の根絶
- 3 自転車の安全利用の促進
- 4 歩行者の保護

《運動の目的》

年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人にやさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

【重点目標】

〔子供と高齢者の交通事故防止〕

○子供と高齢者に対する思いやりのある交通安全意識を醸成するとともに、高齢者自身の交通安全意識の高揚をはかり交通事故を防止する。

○高齢者運転者の方は、本人および周囲の方の意識の向上のため、昼間における前照灯の点灯を促進する。

〔飲酒・暴走運転の根絶〕

○飲酒・暴走運転の危険性・反社会性の認識を浸透させ、飲酒・暴走運転を許さない県民意識を醸成し、飲酒・暴走運転を根絶する。

〔自転車の安全利用の促進〕

○自転車利用者の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践により、自転車事故を防止するとともに、自転車利用者による危険・迷惑行為を防止する。

〔歩行者の保護〕

○運転者に対して、「道路を横断中又は、横断しようとしている歩行者がいれば、停止して待つ」などの歩行者保護の意識付けを行い、交通事故防止の気運を高める。

【実施項目】

重点目標	子供と高齢者の交通事故防止	飲酒・暴走運転の根絶	自転車の安全利用の促進	歩行者の保護
運転者	子供と高齢の歩行者・自転車利用者に対して、徐行する等思いやりのある運転を心がける。 高齢運転者は、自己の身体能力を正しく理解し、ゆとりある運転を心がける。	「飲酒運転は凶悪犯罪である」ことを再認識し、その危険性・反社会性を自覚して、飲酒運転は絶対にしない。 飲酒が予想される外出には、公共交通機関等を利用する。 暴走行為や暴走行為を煽る行為は絶対にしない。	自転車も車両であることを自覚し、信号無視や一時停止違反等交通ルールを無視した危険な運転をしない。 無灯火運転・二人乗り・傘差し運転・運転中の携帯電話、ヘッドフォンの使用禁止。	道路を走行する時は、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に心掛け、道路を横断中又は横断しようとしている歩行者がいれば、停止して待つなど歩行者の安全な通行を第一に優先し、「人に優しい運転」を心掛ける。 横断歩行者を守る「思いやり運転」の指導を推進する。 横断歩道等の前で一時停止や横断歩道等に接近する場合の減速を指導推進する。 ライトの早めの点灯と夜間のライトのこまめな上下切替えによる歩行者の早期発見について指導を徹底する。

重点目標	子供と高齢者の交通事故防止	飲酒・暴走運転の根絶	自転車の安全利用の促進	歩行者の保護
家庭	<p>子供や高齢者の行動特性について話し合うとともに、出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかける。</p> <p>明るい色の服装に心掛け、反射材の利用等で、運転者から見えやすくする。</p>	<p>飲酒運転の危険性について家庭内でよく話し合い、互いに注意しあう。</p> <p>飲酒の翌日、飲酒運転にならないよう、家族間で注意しあう。</p>	<p>自転車も交通事故の加害者になりうることや交通事故の悲惨さ・責任の重さについて家族で話し合う。</p> <p>自転車の点検を励行し、反射材の装着を徹底する。</p>	<p>道路を横断する時は、信号機や横断歩道がある場所で、左右の安全を確かめてから渡る。</p> <p>車両の直前直後の横断や飛び出しをしない。</p> <p>薄暮時や夜間に外出する時は、自分の存在を「知らせる」明るく目立つ色の衣服等の着用や、反射材用品の利用に努める。</p>
地域 職場	<p>子ども会や老人クラブ等が中心となり、交通安全教室等を開催し、子供と高齢者の交通安全意識を高める。</p> <p>交通安全ボランティアによる高齢者世帯訪問を積極的に推進する。</p>	<p>「乗る人に飲ませない、飲んだ人に運転させない」を合い言葉に、地域ぐるみ職場ぐるみで飲酒運転を許さない環境づくりを推進する。</p>	<p>学校では、児童・生徒に自転車の正しい利用方法について指導する。</p> <p>自転車も車両であることを認識し、道路交通法の遵守と反射材用品の活用を図る。</p>	<p>テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等のマスメディアのほか、広報車・広報誌(機関誌)等の各種広報媒体の活用や、効果的なキャンペーンなどの実施により、歩行者(特に横断時)の交通事故防止を呼びかける。</p> <p>歩行者に対し、横断歩道の利用や斜め横断の禁止などについて指導を推進する。</p> <p>歩行者に対し、明るく目立つ色の服装や反射材用品の利用などの指導を推進する。</p>
関係機関 ・団体	<p>《県・市町村》 各種マスメディアを活用して、運動の周知徹底及び広報啓発を推進する。</p> <p>《警察》 関係機関に交通事故情報等を提供し、交通事故防止活動の推進に寄与するとともに、交通指導や取締りを強化する。</p> <p>《教育委員会》 児童、生徒等への交通安全教育を徹底する。</p> <p>《道路管理者》 交通安全施設の点検や道路情報板等を活用し、広報啓発活動を推進する。</p> <p>《県民会議構成団体》 街頭啓発活動や広報活動を積極的に推進する。</p>			